

Client Alert

2016 年 2 月号 (Vol.26)

1. はじめに
2. 知的財産法：特許法 35 条 6 項の指針（ガイドライン）案の公表
3. 競争法／独禁法①：知的財産ガイドラインの改正
4. 競争法／独禁法②：景品表示法・不当表示に対する課徴金納付命令の基本的な要件に関するガイドライン等の成案公表
5. エネルギー・インフラ：小売営業ガイドラインのパブリックコメント結果
6. 労働法：雇用保険法等の一部を改正する法律案が通常国会に提出される
7. 会社法：商業登記規則等の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント開始
8. 一般民事：主債務者が反社と事後的に判明した場合の信用保証契約の効力
9. M&A：事業の譲受会社が標章を続用したことにより会社法 22 条 1 項（商号続用責任）の類推適用が認められた裁判例
10. ファイナンス・ディスクロージャー：日本取引所が、上場会社における不祥事対応のプリンシプル案を策定
11. 税務：日台民間租税取決めの締結
12. 中国・アジア：仲裁法の成立～外国仲裁判断のミャンマー国内での承認・執行手続が制定される～
13. 新興国：ブラジル腐敗防止法に関する暫定措置の公布

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2016 年 2 月号（第 26 号）を作成いたしました。実務における一助となれば幸いに存じます。

2. 知的財産法：特許法 35 条 6 項の指針（ガイドライン）案の公表

昨年成立した、特許法 35 条（職務発明制度）の改正等を内容とする特許法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 55 号）の施行日は、政令により、2016 年 4 月 1 日と定められました。

改正特許法 35 条 6 項では、「経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて」特許法 35 条 5 項「の規定により考慮すべき状況等」（職務発明について、契約、勤務規則その他の定めに基づいて、従業員等に「相当の利益」を与えることの不合理性の判断に関する考慮事項）「に関する事項について指針を定め、これを公表するものとする」とされています。

特許庁は、昨年 11 月に上記の指針（ガイドライン）の案を公表し、11 月から 12 月

Client Alert

にかけてパブリックコメント手続を実施しました。そして、本年 1 月 8 日に特許庁は、改めて、指針（ガイドライン）案を公表し、パブリックコメント手続の結果と共に公表しました。

https://www.jpo.go.jp/seido/shokumu/shokumu_guideline.htm

今般公表された指針（ガイドライン）案については、改正特許法 35 条の施行日（2016 年 4 月 1 日）以降に、経済産業省告示として公表される予定となっています。同指針（ガイドライン）案では、改正特許法 35 条 5 項の不合理性の判断は、同項に例示される手続の状況が適正か否かがまず検討され、それらの手続が適正であると認められる限りは、使用者等と従業者等があらかじめ定めた契約、勤務規則その他の定めが尊重されることが原則であることを明示した上で、適正な手続の具体的内容について定めています。同指針（ガイドライン）は、法的拘束力を持つものではありませんが、上記のとおり改正特許法 35 条 6 項により、法律上の根拠が与えられており、今後の実務においても重要性を持つと考えられます。

弁護士 岡田 淳

☎ 03-5220-1821

✉ atsushi.okada@mhmjapan.com

弁護士 田中 浩之

☎ 03-6266-8597

✉ hiroyuki.tanaka@mhmjapan.com

3. 競争法／独禁法①：知的財産ガイドラインの改正

2016 年 1 月 21 日、公取委は、知的財産ガイドラインの改正成案を公表しました。今回の改正は、情報通信分野等の技術革新が著しい分野を主な念頭に、規格の実施に当たり必須となる特許（「標準規格必須特許」）で、公正、妥当かつ無差別（fair, reasonable and non-discriminatory）な条件でライセンスする用意がある旨の宣言（FRAND 宣言）がなされたものに関するものです。こういった特許につき、FRAND 条件でライセンスを受ける意思を有する者に対して特許を有する者がライセンスを拒絶し、あるいは差止請求訴訟を提起する行為（「ライセンス拒絶等」）について、独禁法上の考え方（排除型私的独占及び不公正な取引方法の成否）が示されています。成案では、パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ、2015 年 7 月に公表されていた原案から意味のある変更がなされています。

例えば、排除型私的独占の成否について、ライセンス拒絶等につき、原案では「一般に、広く普及している規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を困難とするものであり、他の事業者の事業活動を排除する行為に該当する」と断定し、構成要件である排除行為が常に認められるように記載されていましたが、成案では、「規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を困難とすることにより、他の事業者の事業活動を排除する行為に該当する場合がある」とされました。これにより、ライセンス拒絶等が排除型私的独占の排除行為の要件を満たすか否かにつき、個別の事案ごとに競争への影響の

Client Alert

評価を行うことが明確化されています。また、不公正な取引方法の成否について、原案では、ライセンス拒絶等について、排除型私的独占が認められない場合であっても不公正な取引方法は常に成立するとされていましたが、成案では、個別の事案ごとに競争への影響の評価を行い、公正競争阻害性を有する場合に限って不公正な取引方法が成立するように変更されました。

また、FRAND 条件でライセンスを受ける意思を有する者であるか否かの判断については、原案では、その意思を有する者ではないとの認定は個別事案に即して厳格になされるべきである旨の抽象的な言及にとどまっていたましたが、寄せられた意見（利用者が実質的なライセンス条件の提案を行わず交渉を引き延ばす戦術を助長する懸念等）を受け、成案では、FRAND 条件でライセンスを受ける意思を有する者であるか否かの判断に関する考慮要素が明確化され、「ライセンス交渉における両当事者の対応状況（例えば、具体的な標準規格必須特許の侵害の事実及び態様の提示の有無、ライセンス条件及びその合理的根拠の提示の有無、当該提示に対する合理的な対案の速やかな提示等の応答状況、商慣習に照らして誠実に対応しているか否か）等に照らして」個別事案に即して判断されるとされました。

上記ライセンス拒絶等への対処は、国内外で、競争法だけでなく知的財産権や契約解釈等の各方面から検討されていますが、権利者側と利用者側の利害調整の側面もあり、一義的な解は見だしにくいところです。今回の改正は、競争法からのアプローチについて、従前のガイドラインでは必ずしも明らかでなかった点がある程度明確化されたといえ、注目に値します。

弁護士 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhmi-japan.com
弁護士 川原 健司
☎ 03-6266-8591
✉ kenji.kawahara@mhmi-japan.com

4. 競争法／独禁法②：景品表示法・不当表示に対する課徴金納付命令の基本的な要件に関するガイドライン等の成案公表

2016 年 1 月 29 日、消費者庁は、景品表示法施行規則と、不当表示に対する課徴金納付命令の基本的な要件に関するガイドラインの成案を公表しました。

今回の施行規則案及びガイドライン案は、2014 年 11 月に成立し公布された、不当表示に対する課徴金を導入する景品表示法の改正（2016 年 4 月 1 日施行予定）に対応するものです。同改正法の下では、不当表示を行った事業者には、不当表示に係る商品役務の売上高の 3%（最大 3 年分）の課徴金が課されることになります。但し、同改正法は、①対象行為期間を通じて不当表示であると知らず、かつ知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められれば課徴金は課されないこと、②不実証広告規制（消

Client Alert

費者庁長官の求めに応じて所定の期間内に合理的な根拠資料を提出しない場合に、優良誤認表示とみなすもの) について、課徴金との関係では不当表示と推定される扱いとなること、③不当表示をした事業者が調査を受ける前に消費者庁長官に自主申告した場合に課徴金が減額されること、④所定の手続に従って被害回復のための返金措置を行った場合に課徴金が減額されること等も定めています。ガイドラインにおいては①や②に関わる考え方が示されており、施行規則においては③や④の手続や書面の様式等が定められています。

成案の内容としては、2015 年 11 月に公表されていた改正の原案の大部分が維持されていますが、一部、パブリックコメントで寄せられた意見の検討を踏まえたうえでの変更が行われています。例えば、課徴金対象行為を始めた時点では不当表示と知らずそのことにつき相当の注意を怠っていなかったとしても、対象行為期間中に従業員の報告や第三者からの指摘を受ける等したにもかかわらず必要かつ適切な対応を取らなかったときには、対象行為期間「を通じて」不当表示であると知らず、かつ知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められないことが明確化されました。この点は、内部通報に基づいて不当表示が発覚したケースにおいて適切な対応が必要であることを改めて注意喚起するものとして、注目すべきものと考えられます。

景品表示法の改正法の施行は近づいてきており、事業者にとって不当表示による課徴金のリスクの回避・軽減のための体制の整備は目前の課題となってきました。

弁護士 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhmi-japan.com
弁護士 川原 健司
☎ 03-6266-8591
✉ kenji.kawahara@mhmi-japan.com

5. エネルギー・インフラ：小売営業ガイドラインのパブリックコメント結果

2016 年 1 月 29 日、経済産業省は、電力小売営業ガイドラインのパブリックコメント結果（「パブコメ回答」）を公表し、同日、「電力の小売営業に関する指針」（「小売営業ガイドライン」）を公表しました。

パブコメ回答において示された小売営業ガイドラインに関する電力取引監視等委員会事務局の考え方のうち、特に留意すべきと考えられるものは以下のとおりです。

- ・ 「需要家への適切な情報提供の観点」から、請求書等において託送料金相当部分を明示することは「望ましい行為」である一方、再エネ賦課金や使用済燃料再処理等既発電費相当額の明示は必要ないとされた
- ・ 電源構成の開示について、開示しないことに対する罰則をもって開示を義務付けるのではなく、あくまでも事業者の自主的な取組を促す努力義務とした

Client Alert

- ・ 発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合、輸入燃料を用いて発電する場合であっても「地産地消」と訴求すること自体は妨げられないこととされた
- ・ 放射性廃棄物排出量の開示について、望ましい行為とはしないとされた

他方、ある契約条項が、小売営業ガイドラインにおいて業務改善命令の対象となる「問題のある行為」として挙げられている、「小売供給契約の解除を著しく制約する内容」に該当するか否かの判断基準については、「契約条件や需要家と事業者の関係等総合的な事情を勘案して、事実上需要家の解約が制限されているかという観点から総合的に判断する」こととされ、具体的な基準は示されていません。

なお、法改正前から需要家との間で電気の供給契約を締結している事業者についても、改正後の電気事業法に基づく書面交付等が求められるとされており、既存事業者にとって、特に留意が必要な点といえます。

2016年4月1日の小売全面自由化に向けて、電力小売ビジネスに関わる事業者は、小売営業ガイドライン及びパブコメ回答を踏まえた実務運用を行っていくことが重要となります。

弁護士 小林 卓泰
☎ 03-5223-7768
✉ takahiro.kobayashi@mhmi-japan.com
弁護士 市村 拓斗
☎ 03-6226-8772
✉ takuto.ichimura@mhmi-japan.com
弁護士 久保 圭吾
☎ 03-6266-8975
✉ keigo.kubo@mhmi-japan.com

6. 労働法：雇用保険法等の一部を改正する法律案が通常国会に提出される

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が今期の通常国会に提出されました。同法案には雇用保険法の一部改正だけでなく、以下のとおり、いくつかの法律に関する改正案が含まれています。

- ① 失業等給付に係る保険料率の見直し（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（「徴収法」）関係）
雇用保険の財政状況等を勘案し、失業給付に係る雇用保険料が引き下げられました（現行 1.0%→0.8%）。
- ② 育児休業・介護休業等に係る制度の見直し（育児・介護休業法、雇用保険法関係）
 - (i) 多様な家族形態・雇用形態に対応するため、a. 育児休業の対象となる子の範囲を拡大し（特別養子縁組の看護期間にある子等）、b. 育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件の緩和等（1歳までの継続雇用要件を撤廃）を行

Client Alert

うこととされました。

- (ii) 介護離職の防止に向け、a. 介護休業の分割取得（93 日の限度内で 3 回まで可能とする）、b. 所定外労働の免除制度の創設（介護が必要な期間中）、c. 介護短時間制度の取得を 3 年間可能とする、d. 介護休業給付率の引き上げ（賃金の 40%→67%）等を行うこととされました。
- ③ 高年齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保及び就労環境の整備（雇用保険法、徴収法、高年齢者雇用安定法関係）
 - (i) 65 歳以降に新たに雇用される者を雇用保険の適用対象とすることとされました（但し、保険料の聴取義務は 2019 年度分まで免除）。
 - (ii) シルバー人材センターにおける業務について、都道府県知事が市町村ごとに指定する業種等においては、派遣・職業紹介に限り、週 40 時間までの就業を可能とすることとされました。
- ④ その他（男女雇用機会均等法、育児介護休業法等、雇用保険法関係）
 - (i) 妊娠した労働者の就業環境の整備が事業主に義務付けられることとなりました。具体的には、事業主は、妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由とする上司・同僚等による就業環境を害する行為を防止するため、雇用管理上必要な措置を取らなければならないとされます。
 - (ii) 雇用保険の就職促進給付の拡充として、失業等給付の受給者が早期に再就職した場合に支給される再就職手当の給付率が引き上げられ、また、求職活動支援費として、求職活動に伴う費用について新たに給付の対象とされました。
- ⑤ 施行日は 2016 年 4 月 1 日とされています。但し、②の(ii) d. については 2016 年 8 月 1 日、その他の②、③の(i)、④については 2017 年 1 月 1 日とされています。

上記の各法整備が行われた場合には、事業主において人事管理上の対応や就業規則の変更・整備を迫られることになります。特に、②についてはこれまでよりも多様な育児・介護休業、柔軟な勤務形態への対応が求められることになりますし、④の(i)の措置義務に対応するための社内の整備のためには、セクシャルハラスメントと同様、事業主における周知、教育、研修等も必要となります。施行日は来年の 4 月以降ではありますが、これらに間に合うように準備が必要となります。

弁護士 高谷 知佐子
☎ 03-5223-7717
✉ chisako.takaya@mhmljapan.com

7. 会社法：商業登記規則等の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント開始

2016 年 1 月 29 日、商業登記規則等の一部を改正する省令案に関するパブリックコメ

Client Alert

ント（「パブコメ」）が開始されました（受付締切日は2016年2月28日）。

当該改正は、偽造した株主総会議事録等による不実の役員変更登記や法人格の悪用の防止を目的として行われるものであり、具体的には、登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議を要する場合、申請書に、議決権割合が高い株主（上位10名又は議決権割合の合計が総議決権数の3分の2に達するまでの人数）の氏名又は名称及び住所、当該株主が有する株式数及び議決権数並びに当該株主の議決権割合を証する書面の添付を求めることとされています。また、登記すべき事項につき、総株主又は種類株主全員の同意を要する場合には、株主すべて又は当該種類株主すべての氏名等を証する書面の添付を求めることとされています。

パブコメを経て省令案どおりの改正が行われるか否かは現時点においては確定していませんが、かかる改正は、2016年10月頃に施行予定とのことですので、それ以降に株主総会を開催する会社においては、どのような添付書面を添付するか（株主名簿の写しを提出するのか、それとも別途の書面を新たに作成するのか等）といった点を含め、実務上の対応が必要となる可能性があることにご留意ください。

弁護士 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhmljapan.com

弁護士 河島 勇太

☎ 03-6266-8734

✉ yuta.kawashima@mhmljapan.com

8. 一般民事：主債務者が反社と事後的に判明した場合の信用保証契約の効力

2016年1月12日、最高裁は、金融機関と信用保証協会との間で保証契約が締結された後、主債務者が反社会的勢力であることが判明した場合における当該保証契約の効力等について初めての判断を示しました。

最高裁は、①主債務者が反社会的勢力でないという信用保証協会の動機は、それが表示されていたとしても、保証契約の内容になっていたとは認められず、信用保証協会の意思表示に要素の錯誤はない、②金融機関と信用保証協会は、個々の保証契約を締結して融資を実行するのに先立ち、「相互に主債務者が反社会的勢力であるか否かについてその時点において一般的に行われている調査方法等に鑑みて相当と認められる調査をすべき義務」を負い、金融機関が当該調査義務に違反した結果、保証契約が締結された場合には、金融機関と信用保証協会との間の基本契約に定める免責条項にいう「保証契約に違反したとき」に当たり、信用保証協会は保証債務の履行の責めを免れると判示しました。

近時は、いわゆる反社条項を規定して、契約当事者やその関係者が反社であることが事後的に判明した場合の効果について定めることが実務上の慣行となりつつありますが、現在でも、いわゆる反社条項が規定されていない契約も多数存在します。本判決は、そのような契約の効力について参考になる判断を示したものとと言えます。また、政府が

Client Alert

2007 年 6 月に公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を一つの根拠として、反社会的勢力との関係を遮断する社会的責任を認め、反社会的勢力であるか否かについての調査義務を負うとしたことも、本判決の射程を広く捉える場合、すべての企業に影響する重要な判断を示したものといえます。

弁護士 早川 学
☎ 03-5223-7748
✉ gaku.hayakawa@mhmjapan.com
弁護士 堀 天子
☎ 03-5220-1826
✉ takane.hori@mhmjapan.com

9. M&A：事業の譲受会社が標章を続用したことにより会社法 22 条 1 項（商号続用責任）の類推適用が認められた裁判例

東京地裁は、2015 年 10 月 2 日、事業を譲り受けた会社が、譲渡会社の略称を商号の主たる部分に使用し、かつ、譲渡会社の使用していた標章（商標法 2 条 1 項参照）を続用していた事例において、当該譲受会社に対して会社法 22 条 1 項（商号続用責任）が類推適用される旨の判決を言い渡しました。

会社法 22 条 1 項は、事業譲渡に際して商号を続用した譲受会社に譲渡会社の債務を弁済する責任を負わせる規定ですが、商号が続用されているか否かは比較的厳格に判断される傾向にあり、本件においても譲渡会社の略称を譲受会社の商号として使用していたものの商号の続用は否定されていました。しかし、東京地裁は、譲受会社が譲渡会社の標章を続用していたことを主な理由として会社法 22 条 1 項の類推適用を認めました。本件では、譲渡会社の標章を譲受会社が従業員の名刺やウェブサイト等で表示して使用していたことから、譲渡会社の略称を商号の主たる部分に使用していたことと相まって、譲渡会社が存続しているような外観を作出したとして、会社法 22 条 1 項の類推適用が認められたものです。

従前から、事業譲渡に際して商号ではなく屋号を続用していた事例において会社法 22 条 1 項の類推適用が認められた最高裁判決はありましたが、本裁判例は、標章を続用していた事例において会社法 22 条 1 項の類推適用を認めたものとして、実務上も参考になると思われます。

弁護士 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com
弁護士 徳田 安崇
☎ 03-6266-8934
✉ yasutaka.tokuda@mhmjapan.com

Client Alert

10. ファイナンス・ディスクロージャー：

日本取引所が、上場会社における不祥事対応のプリンシプル案を策定

2016年1月22日、日本取引所自主規制法人は、上場会社における不祥事対応のプリンシプル（「本プリンシプル」）案を策定し公表しました。本プリンシプルは、2016年2月12日までパブリックコメントに付されています。

本プリンシプルは、上場会社における不祥事対応の中の一部に原因究明や再発防止策が不十分であるケース等が見受けられることに鑑み、不祥事に直面した上場会社に強く期待される対応や行動に関する原則（プリンシプル）を定めるものです。

本プリンシプルは、上場会社の不祥事対応に共通する視点である、①不祥事の根本的な原因を解明すること、②第三者委員会の独立性・中立性・専門性を確保すること、③実効性の高い再発防止策を策定し、迅速に実行すること、④迅速かつ的確な情報開示を行うことの4つの原則から構成されています。

上場会社において、万が一不祥事が発生した場合に適切な対応を取ることは、不祥事の発生を未然に防止することに劣らず重要です。今後、上場会社は、不祥事の発生に際し、本プリンシプルを踏まえた対応が求められます。

弁護士 鈴木 克昌

☎ 03-6212-8327

✉ katsumasa.suzuki@mhmljapan.com

弁護士 尾崎 健悟

☎ 03-6266-8929

✉ kengo.ozaki@mhmljapan.com

11. 税務：日台民間租税取決めの締結

2015年11月26日、日本の対台湾窓口である公益財団法人交流協会と台湾の対日本窓口である亜東関係協会との間で「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」（「日台民間租税取決め」）が締結されました。これを受け、平成28年度税制改正では、台湾において日本の居住者又は内国法人に対して同様の権利が認められることを条件として、主に以下の内容を規定する国内法を整備することが予定されています。

- ①台湾居住者が有する事業所得のうち、日本国内にある事業所等に帰せられないもの等について、非課税とされます。
- ②台湾居住者が日本から支払いを受ける一定の配当、利子又は使用料について、税額が当該対象配当等の10%相当額に軽減されます。
- ③台湾居住者が日本において有する一定の資産の譲渡所得や一定の台湾居住者が日本から支払いを受ける一定の報酬、給与について非課税となります。
- ④日台間で移転価格税制における対応的調整が行われます。

Client Alert

⑤日台の課税当局が、互いに租税に関する情報提供を行うことができるようになります。

以上の内容は、台湾においても同様に整備される予定であり、台湾における必要な手続が完了する時期に合わせて実施される見込みです。日台民間租税取決め及びそれに伴う税制改正により、日本・台湾間の投資、経済交流が促進されることが期待されます。

弁護士 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhmljapan.com

弁護士 小山 浩

☎ 03-6266-8589

✉ hiroshi.oyama@mhmljapan.com

弁護士 山川 佳子

☎ 03-6213-8125

✉ yoshiko.yamakawa@mhmljapan.com

12. 中国・アジア：仲裁法の成立～外国仲裁判断のミャンマー国内での承認・執行手続が制定される～

2016年1月5日、ミャンマー連邦議会（Pyidaungsu Hluttaw）において仲裁法（the Arbitration Law）（「本法」）が可決され、大統領の署名を経て成立しました。

ミャンマーは、2013年4月に、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（「ニューヨーク条約」）に加入しました。ニューヨーク条約においては、その締約国間での書面による仲裁合意を有効なものとして認め、締約国においてなされた外国仲裁判断を、各締約国において定める手続に従って執行すべき旨が定められています。その前提として、外国仲裁判断の承認及び執行のための手続に関する国内法が整備されていることが必要となりますが、ミャンマーにおいては、2013年4月のニューヨーク条約への加入後も、この手続に関する国内法が未整備であったため、シンガポールを含む他のニューヨーク条約締約国においてなされた外国仲裁判断をミャンマー国内で承認、執行することができないという状態が続いていました。

本法においては、ミャンマー国内での外国仲裁判断の執行手続に関する条文が設けられており、一定の拒絶事由がある場合、又は争点がミャンマー法上仲裁により解決することができないものであるか若しくはその執行がミャンマーの公序良俗に反すると裁判所が判断した場合を除き、裁判所は外国仲裁判断を法的執行力を有するものとして承認しなければならないとされています。この規定は国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）作成の国際商事仲裁モデル法（UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration 1985 With amendments as adopted in 2006）の該当規定とほぼ同一内容の規定となっており、国際標準に沿った内容となっているものと思われます。

従前、ミャンマー法人を当事者に含む合弁契約等では、紛争解決条項において、ミャンマー国内における外国仲裁の承認・執行に関する法整備が完了するまではミャンマー

Client Alert

国内での裁判又は仲裁、当該法整備完了後はシンガポール国際仲裁センター（SIAC）を含む第三国における仲裁を紛争解決方法として規定する扱いが一般的に行われていました。本法が施行されれば、理論上は、外国仲裁判断のミャンマー国内における承認・執行も可能となるため、紛争解決について、ニューヨーク条約締結国である第三国における仲裁のみを定めることで足りることになります。ただ、本法施行後も、それに基づく運用がスムーズに開始されるかは不明であるため、裁判所における外国仲裁判断の承認・執行手続の実際の取扱いに関する今後の動向を注視していく必要があるように思われます。

弁護士 武川 丈士

☎ +65-6593-9752（シンガポール）

☎ +95-1-255135（ヤンゴン）

✉ takeshi.mukawa@mhmi-japan.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +65-6593-9762（シンガポール）

☎ +95-1-255137（ヤンゴン）

✉ kana.manabe@mhmi-japan.com

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-255136（ヤンゴン）

✉ atsushi.inoue@mhmi-japan.com

13. 新興国：ブラジル腐敗防止法に関する暫定措置の公布

ブラジルにおいて、2015年12月21日、ブラジル腐敗防止法（2013年法律第12,846号）を改正する暫定措置第703号（Provisional Measure No.703）が公布されました。本暫定措置は、ブラジル腐敗防止法上のリニエンシー制度（ブラジル腐敗防止法第16条）の実効性等を向上させることを企図した内容となっています。

ブラジル腐敗防止法におけるリニエンシーに関しては、2015年3月19日に腐敗防止法連邦規則が交付・施行され、その手続の内容が明らかにされていたところですが、同規則制定時においては、最初に関与を認めた者のみが当局とリニエンシー契約を締結できるとされ、その効果も罰金の3分の2を上限として減額がなされうる等に留められていました。また、コンプライアンス・プログラムは、腐敗防止法違反行為に対する制裁が科される際の考慮要素として挙げられていたに過ぎず、リニエンシー契約の要件とはされていませんでした。しかし、本暫定措置では、①最初にリニエンシーを申請した者以外の者もリニエンシー契約を締結でき、②違反行為への関与の自白という要件が削除されました。また、③リニエンシー契約を最初に締結した者についてはブラジル腐敗防止法上の罰金の全額免除の可能性が認められ、④その後に関与を認めた者については罰金の最大3分の2が減額されうるとされています。さらに、⑤リニエンシー契約の要件として、コンプライアンス・プログラムの導入又は改善義務を規定することが新たに定められました。

この他、本暫定措置では、政府代理人弁護士（Public Attorney）及び検察官（Public Prosecutor Office）もリニエンシー契約の当事者に加わることが可能となり、かかる機

Client Alert

関がリニエンス契約の当事者となった場合、かかる機関による損害賠償請求等の訴訟が制限されることも規定される等の内容も盛り込まれています。

本暫定措置は上記のとおり重要な内容を含むものですが、公布から 60 日（更新された場合はさらに 60 日）以内に国会において承認され法律として成立しない限り効力を失うことから、今後の動向に注意する必要があります。

弁護士 梅津 英明
☎ 03-6212-8347
✉ hideaki.umetsu@mhmjapan.com
弁護士 岸 寛樹
☎ 03-6266-8582
✉ hiroki.kishi@mhmjapan.com
弁護士 御代田 有恒
☎ 03-6266-8989
✉ aritsune.miyoda@mhmjapan.com

セミナー情報

www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html

- セミナー 『下請法・取締強化への防衛策と活用術～クイズでさらに理解がすすむ！独禁法と下請法の勘所を体感・体得～』
開催日時 2016 年 2 月 9 日(火) 14:00～17:00
講師 玉木 昭久
主催 株式会社経営調査研究会
- セミナー 『ドローン・ビジネスの進展と法規制』
開催日時 2016 年 2 月 15 日(月) 13:30～16:30
講師 戸嶋 浩二、林 浩美
主催 株式会社経営調査研究会
- セミナー 『新興国における海外子会社管理の「悩み」とその実務上の対応ポイント～アジア・中南米等を中心に～』
開催日時 2016 年 2 月 16 日(火) 14:00～17:00
講師 梅津 英明
主催 株式会社経営調査研究会
- セミナー 『平成 28 年株主総会準備対策講座 株主総会の準備と運営～改正会社法、コーポレートガバナンス・コード対応～』
開催日時 2016 年 2 月 17 日(水) 13:00～16:00
講師 菊地 伸
主催 株式会社商事法務

Client Alert

- セミナー 『流動化・証券化取引におけるデリバティブの活用ー信託を利用した
クレジットリンクローンの解説を中心にー』
開催日時 2016 年 2 月 18 日(木) 14:00～16:00
講師 江平 享
主催 一般社団法人流動化・証券化協議会

- セミナー 『2015 年度 企業法務研究部会「株主総会への実務対応」』
開催日時 2016 年 2 月 18 日(木) 14:30～17:00
講師 菊地 伸
主催 一般財団法人 中部生産性本部

- セミナー 『組合理型ファンドの組成、運用、投資に関わる法的留意点～改正金融
商品取引法対応の実務を踏まえて～』
開催日時 2016 年 2 月 22 日(月) 13:30～16:30
講師 増島 雅和、田中 光江
主催 金融ファクシミリ新聞社

- セミナー 『企業法務からみた宣伝・マーケティング～特に広告表示に関する留
意事項～』
開催日時 2016 年 2 月 25 日(木) 13:30～16:30
講師 池田 毅
主催 株式会社商事法務

- セミナー 『電力小売ビジネスのポイントと各種契約上の留意点～元エネ庁担当
者による実務を踏まえた詳細解説～』
開催日時 2016 年 3 月 1 日(火) 9:30～12:30
講師 市村 拓斗
主催 株式会社セミナーインフォ

- セミナー 『平成 28 年株主総会準備対策講座 株主総会の準備と運営～改正会
社法、コーポレートガバナンス・コード対応～ 【福岡開催】』
開催日時 2016 年 3 月 2 日(水) 13:00～16:00
講師 菊地 伸
主催 株式会社商事法務

Client Alert

文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 論文 「ハイブリッドモデルの取締役会等における経営判断と攻めのガバナンス [上] —果断なリスク・テイクとブレーキの発揮のために—」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2089
著者 松井 秀樹
- 論文 「ハイブリッドモデルの取締役会等における経営判断と攻めのガバナンス [下] —果断なリスク・テイクとブレーキの発揮のために—」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2090
著者 松井 秀樹
- 論文 「FinTech の普及と活用に必要な視点」
掲載誌 NBL No.1066
著者 堀 天子
- 論文 「電力の小売全面自由化に関する実務上の留意点」
掲載誌 NBL No.1066
著者 岡谷 茂樹（モデレーター）
伊藤 憲二、市村 拓斗、木山 二郎（パネリスト）
- 論文 「消費者裁判手続特例法の実務対応（下）—2016 年 10 月 1 日施行に向けて」
掲載誌 NBL No.1066
著者 松田 知丈
- 論文 「監査等委員会設置会社移行時・移行後の総会対応」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.16 No.3
著者 太子堂 厚子
- 論文 「メキシコにおけるコンプライアンス—贈賄規制と労務規制を中心に」
掲載誌 ジュリスト 1489 号
著者 梅津 英明、立川 聡
- 論文 「消費者契約法専門調査会報告書のポイント」
掲載誌 ビジネスロー・ジャーナル No. 96
著者 松田 知丈

Client Alert

- 論文 「注目すべき民法（債権関係）と消費者契約法の改正」
掲載誌 会社法務 A2Z No.104
著者 小田 大輔、篠原 孝典
- 論文 「「望ましい行為」は遵守すべきか」
掲載誌 月刊エネルギーフォーラム 第 62 巻 733 号
著者 市村 拓斗
- 論文 「他サービスとのセット販売で求められる分かりやすさ」
掲載誌 月刊エネルギーフォーラム 第 62 巻 734 号
著者 市村 拓斗
- 論文 「電気事業法等の一部を改正する等の法律について」
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.28 No.1
著者 市村 拓斗
- 論文 「特集 フィンテックの真贋—元金融庁の弁護士が語る、規制とイノベーションの微妙な関係—」
掲載誌 NewsPicks
著者 増島 雅和
- 論文 「KPI ソリューションズ（経歴詐称を理由とする解雇）事件（東京地裁 平 27.6.2 判決）」
掲載誌 WEB 労政時報 2016 年 1 月
著者 大野 志保
- 論文 「実務に役立つ法律基礎講座(15) 早期退職・希望退職」
掲載誌 労政時報＜付録＞ No.3902
著者 宇賀神 崇、竹岡 裕介、岡野 貴明、塚田 智宏（共著）

NEWS

<http://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

➤ MHM ジャカルタデスク開設のご挨拶

森・濱田松本法律事務所は、インドネシアのジャカルタに MHM デスクを開設することを決定いたしました。

経済成長著しい ASEAN 諸国の中でも、最大の人口を擁するインドネシアは、多くの日本企業にとって非常に重要な海外事業拠点として位置づけられており、日本企業のインドネシアにおけるビジネス活動はより重要性を増し多様化してきていま

Client Alert

す。インドネシアは、他の ASEAN 諸国と比しても、重要な法令改正が頻繁に行われ、当局による運用の裁量も大きいことから、進出段階及び進出後の現地でのオペレーションいずれの側面においても、的確に法令及び運用を理解した上でビジネス活動を行う必要性が非常に高い国と言えます。

森・濱田松本法律事務所は、従来からアジア諸国を含む海外に積極的に弁護士を派遣し、いち早く中国（北京・上海）、シンガポール、ミャンマーへの進出を果たし、昨年にはタイにオフィスを設けております。当事務所は、これらの活動を通じて培った新興国特有の諸問題にかかわるノウハウと豊富なクロスボーダー案件の経験を活かし、グローバルにビジネスを展開されているクライアントの皆様へリーガル・サービスを提供してまいりました。このような体制をより一層拡充し、アジアの最前線でのクライアントの皆様のビジネスにより貢献するために、今般、アジアの新興国の中でも最も成長著しいインドネシアにおいて、提携関係を有している ARFIDEA KADRI SAHETAPY-ENGEL TISNADISASTRA 法律事務所（AKSET Law）（※）に、当事務所の弁護士が常駐するデスクを設けることにしたものです。

MHM ジャカルタデスクは、AKSET Law のオフィス内に設置され、同オフィスに駐在する当事務所の弁護士が、AKSET Law と一体となって、インドネシア案件に関するリーガル・サービスを提供いたします。当事務所は、2012 年よりインドネシアに弁護士を派遣し、2014 年からは AKSET Law に竹内哲弁護士が駐在しインドネシア業務をサポートしておりましたが、今回の AKSET Law との提携関係の強化に伴い、同弁護士は AKSET Law から更なるバックアップを受け同事務所の圧倒的なノウハウを活用しながら、より充実したサービスを提供いたします。また、竹内哲弁護士に加えて、今年中ごろには細川怜嗣弁護士が赴任予定です。

当事務所は、今後とも、東京、大阪、名古屋、福岡、北京、上海、シンガポール、バンコク、ヤンゴン、そして新たに加わるジャカルタの各拠点・全弁護士が一丸となって、より一層クライアントの皆様のお役に立てるよう尽力してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

※AKSET Law は、2010 年創設、弁護士 30 名（うち外国法弁護士 2 名）を有するインドネシアにおける有力法律事務所です。AKSET Law 及びその所属弁護士は、2013 年から 2015 年までの間に、Asian Legal Business, Asian-MENA Counsel, Asialaw Profiles その他のランキングにおいて、高い評価を得ております。日本企業をはじめとする多くの海外企業のインドネシア投資案件を含むインドネシア案件全般についてのリーガル・サービスを提供する等、豊富な案件実績を有しております。

Client Alert

- 中国語(簡体字)ページ追加リリースのお知らせ
このたび、当事務所ウェブサイトの中国語(簡体字)ページを追加リリースしましたので、ご報告いたします(業務分野や弁護士プロフィール等のコンテンツを追加しました)。
- トムソン・ロイターの 2015 年の資本市場リーガルアドバイザー・レビューにて 1 位を獲得しました
トムソン・ロイターによる 2015 年の資本市場リーガルアドバイザーレビューが発表になり、当事務所は、日本における普通株式の引受側のリーガルアドバイザーのランキングにおいて、1 位を獲得いたしました。
- Global Competition Review 誌による、GCR100 2016 にて選ばれました
Global Competition Review 誌による、GCR100 2016 において、日本を代表する法律事務所・弁護士 (Elite) として、当事務所及び内田 晴康 弁護士、伊藤 憲二 弁護士、宇都宮 秀樹 弁護士、眞鍋 佳奈 弁護士が選ばれました。
- Who's Who Legal: Banking 2016 にて高い評価を得ました
Who's Who Legal: Banking 2016 において、日本を代表する弁護士として、当事務所の 石黒 徹 弁護士、佐藤 正謙 弁護士、松村 祐土 弁護士が選ばれました。
- Who's Who Legal: TMT 2016 にて高い評価を得ました
Who's Who Legal: TMT 2016 において、日本を代表する弁護士として、当事務所の小野寺 良文 弁護士が選ばれました。
- 鈴木 克昌 弁護士が IBA (国際法曹協会) 証券法委員会委員・M&A 部会 副議長に就任しました
- 三好 豊 弁護士が経済産業省「第四次産業革命に向けた横断的制度研究会」委員に就任しました

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com